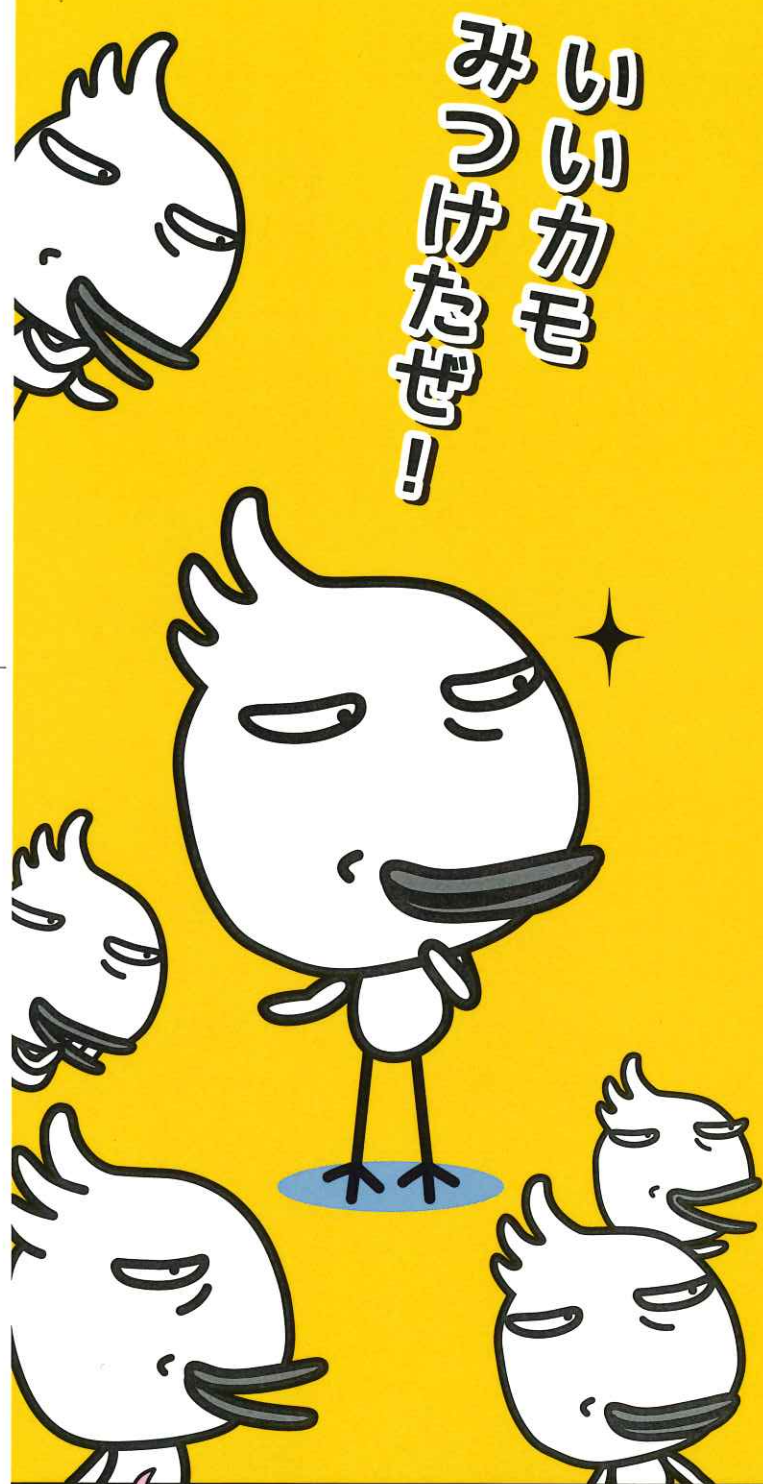


「怪しい」と

気づかなければ悪質商法の思いつぼ。



悪質商法
だった
なんて...



BOKU
KAMOKAMO...
©YUKI ISHII

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン



うまい話には、ご用心!

消費者ホットライン
☎188

長野県消費生活センター
☎0263-40-3660



※通話料は有料です。 ※消費者ホットライン「188」は郵便番号入力するとお近くの市町村の相談窓口につながります。
※LINEでも相談受付しています。詳細は、<https://www.nagano-shohi.net/linesoudan/>